

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月十九日

広島県人事委員会

委員長 舩 木 孝 和

広島県人事委員会規則第九号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年広島県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第二（第二条関係） 一―八（略） 九― <u>地方税共同機構</u> 十一―八（略）	別表第二（第二条関係） 一―八（略） 九― <u>十七</u> （略）

附 則

この人事委員会規則は、令和八年四月一日から施行する。